源平闘諍録全釈(一二―巻一上⑫(二〇ウ7~二二ウ8))

早川厚

国"妨(x)官(;)事各目_覚"思"之"程無," 踈"人""時、則寄_合私_語""此入-道"已",明言其_国,成其_官、申"法皇有",仰(;)昔国_常_立'尊""第七代伊食,法-皇'近"被召_仕(;)公-卿殿上人以-下至宗"北-面輩」皆随是—々"官-位捧-録余身(;)雖蒙朝思"人心習"流猶不-足"欲此(;)間此入道一-類。"多塞(王一法、尽歟将又仏法滅歟有。 乎就中 () 古-今""打, 朝-敵,者多之 () 田-村麻-呂、〈嵯峨天皇時人〉誅言"高-丸"雖登,権大納言"位"未。補.摂-録臣告 貞-盛秀-郷"打]承平将 頼_義誅ハ天喜゙貞_任゙其勧賞不過ハ受領「 弉諾伊_弉_冉尊^御子天照大神自¸知ႊ食^我_朝秋津島』以_来至于今 (;) 忝^受,十-善尊号"苟"居|"万-機宝-位|雖末代-"王-法未絶 (;) 臣-下争 "可軽 仁安三年〈戊子〉三月廿日高倉院御践-祚之後法-皇 ·然"清_盛入-道官-位捧-録過其_身|'一門`繁-昌超' 〈後白河法皇〉 無 □別-方 | 四-海安-危*、照;*掌_内;*百 世 故 '自,'永-曆応-保之比, 悪-行倍--王-理-乱。懸心-中 万一機 -増³無-道非-礼也是 政 務 被かい聞

】 新文

申しける 万機**の**政務**を**聞こし食さ**れければ、** 思ひし程に、踈かの人も無き時は、則ち寄り合ひ私語きけるは、「此の入道の亡(巳)びたらば、其の国は明きなむ、其の官には成りなん」とぞ 仁安三年〈戊子〉三月廿日、高倉院御踐祚の後は、法皇〈後白河法皇〉別く方無く、四海の安危をば掌の内に照らし、百王の理乱をば心の中に懸け、 朝恩(思)を蒙ると雖も、 人の心の習ひなれば、猶不足に此れを欲ふ間、此の入道の一類のみ多く国を塞ぎ、官を妨ぐる事を、人の心の習ひなれば、猶不足に此れを欲ふ間、此の入道の一類のみ多く国を塞ぎ、官を妨ぐる事を、 法皇の近く召し仕はれける公卿・殿上人以下、北面の輩に至るまで、皆程々に随つて、官位俸禄 各目覚しく

田村麻呂 法皇、 仰せ有りけるは、「昔、 〈嵯峨天皇の時の人〉は高丸を誅して権大納言の位に登ると雖も、未だ摂録の臣には補さず。 国常立尊より第七代伊弉諾・伊弉冉尊の御子天照大神、我が朝秋津島を知ろし食してより以来、今に至るまで、 貞盛・秀郷が承平の将門を打ちし、

が天喜の貞任を誅せし、其の勧賞、 保の比より悪行倍増し、無道非礼なり。是れ王法の尽くるか、将又仏法の滅ぶるか」とぞ仰せ有りける。 受領には過ぎず。然るに清盛入道、 官位俸禄 其の身に過ぎ、 門の繁昌世に超えたり。故に永暦

応応

【校異・訓読】1〈底〉「思ゝ之"程」。「之"」を読むべきだが、衍字と判断した。

三月 によるが、 関連記事に見える。 は あり。御出家の後も、万機の政をきこしめされしあひだ」(上―三八頁)。 後のこととする。 年(一一六九)七月十六日 をば心の中に懸け、万機の政務を聞こし食されければ 「八 高倉天 今御即位之後ハ、法皇モイトヾ分ク方ナク、万機ノ政ヲ被知食シカバ」 ―一二四頁)。一方、即位の後のこととするのが、〈四・延・長〉。 われた。〈鬪〉と同様に、高倉天皇践祚の後のこととするのが、 (一一六八)二月十九日に閑院邸で、即位は三月二十日に大極殿で行 皇御即位の事」に、「仁安三年三月廿日、 白河法皇〉 【注解】〇仁安三年〈戊子〉三月廿日、高倉院御踐祚の後は、 〈巻一―五四オ〉。これに対して、〈南・屋・覚・中〉では、 〈盛〉「高倉院践祚之後ハ、無|諍方|、一院万機之政ヲ聞召シ、カバ」(1 別く方無く」は、 「四海の安危をば掌の内に照らし、 御即位有り」(一九オ)とある記事を受けるが、 百王理乱懸心中」(旧大系二一八頁)による。太宗が賢臣を用い 一十日に高倉院御践祚と誤る。高倉天皇の受禅践祚は、 の独自増補記事。 直接には『和漢朗詠集』下「帝王」に見る「四海安危照堂 別く方無く、四海の安危をば掌の内に照らし、 〈覚〉「さる程に、嘉応元年七月十六日、一院御出家 「聞こし食されければ」にかかる。その間に挟まれ この句は、もとは『白氏文集』新楽府の 〈覚〉や真名本『曽我物語』では、「名虎 (史実では六月十七日)の後白河院の出家 百王の理乱をば心の中に懸け」 大極殿に於いて新帝 当該記事では、 百王の理乱 、法皇 翌嘉応元 仁安三年 延当 (盛)。 会高倉

> 朝伊豆流離譚を巻一上に挿入するに際し、この前後の記事を含めて編 側近の者達が、十分であるはずの朝恩を不足に思い、平家の存在を不 ようになる。 年構成に組み替えたからである。当該記事の前後の記事を示すと次 長・盛・南・屋・覚・中〉 満に思ったとの記事にもそぐわないだろう。なお、当該記事を、 く)という政治形態とも違和感があろうし、この後の、 鄙 て善政を行ったことに擬えるのだが、 は 頼朝伊豆流離譚の間に挿入する。 * は頼朝伊豆流離譚 は 「殿下乗合」記事の前に置くのに対し、 「別く方無く」 これは、 闘 (院も内も区別な 後白河法皇の ·一·延

仁安三年(一一六八)三月廿日 高倉院即位

一同じき年の弥生の頃

頼朝、伊東の三女に通

当該記事(仁安三年〈戊子〉三月廿日、高倉院御踐祚の後は…)

は 政務を聞こし食されければ」に接続させるのが、 も想起するのであろう。 事件の要因となったと記される、成親や康頼、 ○法皇の近く召し仕はれける公卿・殿上人以下、北面の輩に至るまで 南 法皇側近の公卿・殿上人、北面の輩とは、この後の鹿谷事件や白山 、AとBの間に、次の一文が入る。 嘉応元年 ノ北面ニ至マデ」(上―七一頁)。これに対して、〈四・延・屋・覚 「御出家ノ後モ政ヲバ聞食ケレバ、 (一一六九)七月十一日、 なお、 当該句Bを、 〈四〉「院内。御中不」疎す。聞づ」(二九 院ニ召仕参ル公卿 伊東祐親、 後白河法皇がA あるいは西光等を早く 〈闘・盛・南・中〉。 大番役を終え下向

を蒙ると雖も、人の心の習ひなれば、猶不足に此れを欲ふ間 平家一一三八頁)。院内の仲は不仲とするのが〈延・屋〉、これに対して、〈四〉は、院内の仲は良かったとする。この場合、内を高倉天皇をの人と考えれば、両者に確執があったとは考えがたく、〈四〉が正しい。一方、内を高倉天皇の周辺を固める平家を中心とする側近勢力と考えれば、両者は協調の反面で常に緊張関係にあったとも考えられることから、人延・屋〉に見るような関係も考えられよう。〈盛全釈〉「高倉院践祚之後ハ無諍方、一院万機之政ヲ聞召シ、カバ」(八―一五~一七頁)の注解参照。 〇皆程々に随つて、官位俸禄(捧録)身に余り、朝恩(思)の注解参照。 〇皆程々に随つて、官位俸禄(捧録)身に余り、朝恩(思)の注解参照。 〇皆程々に随つて、官位俸禄(捧録)身に余り、朝恩(思)の注解参照。 〇皆程々に随つて、官位俸禄(捧録)身に余り、朝恩(思)

を参考にした。但し、平時家は除く)との内訳は次のようになる。 を参考にした。但し、平時家は除く)との内訳は次のようになる。 で参考にした。但し、平時家は除く)との内訳は次のようになる。 で参考にした。但し、平時家は除く)との内訳は次のようになる。 で参考にした。但し、平時家は除く)との内訳は次のようになる。 で参考にした。但し、平時家は除く)との内訳は次のようになる。 ではなく、平家への嫉妬の余り、清盛入道の一門の奢りを批判するのではなく、平家への嫉妬の余り、清盛入道の一門の奢りを批判するのではなく、平家への嫉妬の余り、清盛入道の一門の奢りを批判するのではなく、平家への嫉妬の余り、清盛入道の一門の奢りを批判するのではなく、平家への嫉妬の余り、清盛入道の一門の奢りを批判するのではなく、平家への嫉妬の余り、清盛入道の一門の奢りを批判するのではなく、平家への嫉妬の余り、清盛入道の一門の奢りを批判するのではなく、平家への嫉妬の余り、清盛入道の一門の奢りを批判するのではなく、平家への嫉妬の余り、清盛入道の一門の奢りを批判するのではなく、平家への嫉妬の余り、清盛入道の一門の奢りを批判するのではなく、平家への嫉妬の余り、清盛入道の一門の奢りを批判するのではなく、平家への嫉妬の余り、清盛入道の一門の奢りを批判するのではなく、平家への嫉妬の余り、清盛入道の一門の奢りを批判するのではなく、平家への嫉妬の余り、清盛入道の一門の奢りを批判するのではなく、平家への嫉妬の余り、清盛入道の一門の奢りを批判するのではなく、平家への嫉妬の余り、清盛入道の一門の奢りを批判するのではなく、平家への嫉妬の余り、清極入道の一門の変しない。

大国 河内国 (平信兼)、武蔵国 (平知重)、越前国 (平資盛、平通盛

平家関係者

為盛)、讃岐国(平時実)、筑前国(平貞能)、豊前国(平重康)上国 越中国(平盛俊?)、因幡国(藤原隆房、藤原隆保)、紀伊国(平

後白河院近親者

上国 大国 山城国 常陸国 原親信、 加賀国 駿河国 原能盛)、 源雅賢)、 田定経)、 (高階経仲)、上野国 (藤原為保)、相模国 (中原基兼)、尾張国 (藤原師高、 周防国 伯耆国 丹波国 (藤原季能)、阿波国 (平親宗)、出雲国 (藤原成経)、 平親国)、越後国 (藤原範季)、陸奥国 (平業房)、出羽国 (藤原顕経)、 (平信業)、遠江国 備中国 (藤原能盛)、安芸国 (平親国)、伊予国 (平信業)、美濃国 (藤原光憲、 (藤原季能)、 (藤原範季)

三八~三九頁)、〈中〉「うとからぬともだちは」(上一三九頁)。 輩ハ」(1―一二四頁)、〈南〉「外カラヌ輩ハ」(上―七二 五四オ)、〈長〉「おろそかならぬ輩 は」(1―五六頁)、〈盛〉「不疎 の強欲さを強調しようとするのである。 のみ多く国を塞ぎ」と不満に思っていたとするのであろう。 遥かに数が多い。にもかかわらず、院の近習者は、「此の入道の一類 前太政大臣。この年の二月十一日には、 ない本音が吐露されるのである。 も同様で、親しい者達ばかりの時はの意。近習者達の包み隠すことの 道」は、清盛を指そう。 「不」躁土並ピコ(巻一―二九左)、〈延〉「ウトカラヌドシハ」(巻一― 大国については差がないが、上国については、 「不ト、疎タットシハ」(巻一―四五頁)、〈覚〉「うとからぬどちは」 但し、清盛は、仁安三年(一一六八)時点では、 〇此の入道の亡(巳)びたらば ○踈かの人も無き時は 病により出家している。 後白河院近親者の方が 三頁)、 院近習者

村、将軍 するのは、 ると雖も、 南〉「此人ノ」(〈延〉巻一―五四ォ)か、〈屋•覚•中〉「其人の」(〈覚〉 言ノ大将ニハ成レタリケレ」(上―九五頁)。高丸は、〈闘〉 大将軍坂上ノ田村丸、 じた薬子の変の折、 のは桓武天皇の在位中。東洋文庫本『神道集』「人王五十代桓武天王 征夷大将軍に任じられ、蝦夷討伐に遣わされ、 吾已生,大八洲国及山川草木,。何不¸生,天下之主者,歟。於是、共生 天照大神は、伊弉諾尊・伊弉冉尊の子。「伊弉諾尊・伊弉冉尊、 迄|,伊弉諾尊•伊弉冉尊|、是謂|,神世七代|,者矣」(旧大系、上―七九頁))。 記事は、次に示す『日本書紀』の記載にほぼ一致する。「自 より以来 七代伊弉諾・伊弉冉尊の御子天照大神、我が朝秋津島を知ろし食して を曲解したことにより生じた本文であろう。 上―三八頁)が正しい。 とする点は正しいが、受領対象者では無い。ここは、 ことによるのであろう。〈南〉 御時、 書云、天照大神。一書云、天照大日孁尊〉」(旧大系、上一八七頁)。 類 ○田村麻呂〈嵯峨天皇の時の人〉は高丸を誅して権大納言の位に登 |。号||大日孁貴||〈大日孁貴、此云||於保比屢咩能武智||。孁音力丁反。 国ヲモ庄ヲモ多塞タル事、目ザマシク思テ」(巻一―五四オ) 奥州 、雖為二、権他 地 「臣下争か軽んずべけんや」まで、 未だ**摂録の臣には補さず** 坂上田村麻呂が、鎮守府将軍や 弘仁元年(八一〇)、平城上皇と嵯峨天皇との対立から生 "悪事`高丸・有、云者、」(一○八頁)。嵯峨天皇の時の人と 田村麻呂は嵯峨天皇の側につき、勝利に貢献した `人」為」責ホヤ悪事「高丸「送」、十三年「春秋「コ(一八オ) 平城天皇ヲ責落シ奉リタリシ勧賞ニコソ、 鰯 「昔平城天皇ト嵯峨末皇ト御合戦ノ時 の本文は、〈四・延・長〉 闘 母 阿弖利為を降伏させた の独自異文。当該 国常立尊より第 〈四•延•長•盛 0 国常立尊、 巻五に「田 、共議日、 「此入道ノ 中納

> なお、 時は権大納言は設置されておらず、高丸を討伐した結果、権大納言に らすれば、 朝が立ち寄った田谷窟を紹介する記事では、 巳〉二月勅を奉給ハテ、追討の為に山道をへて奥州に下向。 武天皇御字、東夷安倍高丸暴悪の時、将軍坂の上の田村丸延暦廿年 延文元年(一三五六) 坂上田村丸、これを読み伝へて、 また、『義経記』には、「一巻の書」の説明に際し、「本朝の武士には、 の協力を得て、神楽岡で高丸を射殺したとする(国史大系本一四) 鎮伝には、 任官したという事実も無い。 文治五年(一一八九)九月二十八日条には、 大将軍の始也」(続群書三下―四九九頁)とある。しかし、『吾妻鏡』 を読みて、赤頭の四郎将軍を取る」(旧大系八二頁)と引く。 とも見える。 源頼義が天喜の貞任を誅せし、其の勧賞、受領には過ぎず た南北朝初期には、悪事の高丸と名を変えた可能性が指摘できよう。 |綸命||征||夷之時、|賊主悪路王并赤頭等構||塞之岩屋也|| とあることか 田村麻呂の任大納言は、 奥州の逆賊高丸を討てとの勅命を受けた田村麻呂は、 鎌倉期の『吾妻鏡』に見る悪路王伝説は、 先に引用した『神道集』の他、『元亨釈書』の清水寺延 の成立とされる『諏訪大明神絵詞』には、 大同五年 (八一〇) 九月十日。 ○貞盛・秀郷が承平の将門を打ちし、 あくじの高丸を取り、 奥州藤原氏を討伐した頼 「田村麿利仁等将軍、 寛治元年(一〇八七) 鰯 藤原利仁これ (闘•盛) 是則征 他

功行賞に際し、「其の勧賞、受領には過ぎず」という記載は正しい。

巻一―三一〇頁)。将門の乱、

前九年の役の論

なかった(〈延全注釈〉

(巻一―五四ウ)。

しかし、後三年合戦は私戦と見なされ恩賞は行われ

〈延〉「義家ガ武衡ヲ攻タリシモ」

は欠くが、

〈四・延・長・南・屋・覚・中〉

は、

に終結した後三年合戦の件をも記す。

清盛は、 故に永暦・応保の比より悪行倍増し、 (延 盛ガ指テシ出シタル事モ無テ、カク心ノマ、ニ振舞コソ然ルベカラネ」 病により出家していた。該当部、 昌世に超えたり 〈闘〉の独自異文。仁安三年(一一六八)時点では、 四位下に叙し、任伊予守、源義家は、従五位下に叙し、任出羽守であっ 叙し、下野武蔵両国守を兼任、平貞盛は、従五位上に叙し、任右馬助 桑略記』(天慶三年三月九日条)によれば、 巻一―五四ウ。傍線部は、 『扶桑略記』(康平六年二月二十七日条)によれば、 〇然るに清盛入道、 従一位前太政大臣。但し、 官位俸禄 〈四・盛・屋・覚・中〉なし)。 〈四・延・長・盛・南・屋・覚・中〉「清 この年の二月十一日に、 (捧録) 其の身に過ぎ、 無道非礼なり 藤原秀郷は、 闘 従四位下に 源頼義は正 清盛は、 一門の繁 の独自異 0

下乗合」記事に接続する。 ホドニ、代ノ乱ケル根元ハ」 ケレドモ」(巻一―五四ウ)。 み。〈延〉「此モ末代ニ成リ、 諸本と同様に、目次でも「十三 大政入道清盛悪行始事」とするし、 文。平家の悪行が、 **ぶるか」とぞ仰せ有りける**「仏法の滅ぶるか」とするのは、 合を来していると言えよう。 本文でも、「此聞イ゙シ平家、悪行始イ゙ン」(二七ウ)と記す訳だから、不整 るのだが、この後に続く殿下乗合事件(嘉応二年〔一一七○〕)では、 ノ次無レバ、君モ御誡モナシ。又平家モ朝家ヲ怨奉ル事モ無テ有ケル 永暦・応保の頃 なお、 (延) 王法ノ尽ヌルニヤ」ト、 ○是れ王法の尽くるか、将又仏法の滅 巻一―五四ウ)と記し、 〈延・長・南・屋・覚・中〉 (一一六〇~) から倍増したとす 不安,,被思食 以下 は 闘

(原文)

十 頼朝子息千鶴御前被失事

聞(゚) 此大腹-立゚申゚゚゚難娘(゚)゚不可親 (;) 雖孫 (;) 不可愛 (;) 背*親_命゚゚生゚流-人´子゚゚有平 言言^^父_御^何_¹^母御^何_{?}^袷_々^瀧下 "-申此_{;) 去_来_然言言/疾_行_^3時此者_共無情 () 付沈_霖_棃_^糸_惜ヶ 一被一者" - 応元年 _子^゚問゚ケン、妻ー女゚゚々ー々対、ケッス、袷゚ッ殿被。秘ー蔵゙サニl゙御_方゙不聞制スシッサ而相_具 〈"已丑〉七月十一日伊-東 `次郎祐_親終ケジ六_番役ザ自京 (;)下 取此。将 →向^*『見前‐裁方』?!〒歳計´少_者**小_女_童´懷之 (n) 遊ケーン、祐 行"伊豆国松 流人右兵衛佐殿 -家`聞」者祐_親定゙可蒙其罪-科」*急_々無披-露(;)之前 一河白 -瀧一奉ヶ上下 ||所_設 (1) 御子千鶴御 居河一縁 ||者少_人見_廻 前 是也被 | 親見此 **芸** () 野野四方 祐

【新文

- 頼朝の子息、千鶴御前失なはるる事〔同じき十一月下旬十四日

秘蔵せらるる三の御方の、 き者を、小さき女童の之を懐きて遊びければ、祐親此れを見て、「袷の少き者は誰が子ぞ」と妻女に問ひければ、妻女対へけるは、 嘉応元年〈己(「巳) 丑〉七月十一日、 制するをも聞かずして、流人右兵衛佐殿に相ひ具して設くる所の御子、千鶴御前とは是れなり」と云はれけり。 伊東の次郎祐親、 大番役も終てければ、京より下向して、 前だが 裁 の方を見ければ、 「袷れこそ殿の

け取らす。 付け、罧棃にするこそ糸惜けれ。 何くにぞ、母御は何くにぞ」と言へば、「袷れ、袷の瀧の下に」と此れを申す。「去来、然らば疾く行かむ」と言ふ時、此の者共、情け無く沈めをいる。 聞こえ有らば、祐親定めて其の罪科を蒙るべし。急ぎ急ぎ披露無き前に彼の者を失ふべし」とて、郎従二人・雑色三人を召し寄せ、 れを聞いて、大きに腹立して申しけるは、「娘なりと雖も親しむべからず、 五人の者共、此れを請け取り、伊豆国松河の白瀧に将て行き、 河の縁に下り居ゑ奉りければ、少き人四方を見廻したまひて、 孫なりと雖も愛すべからず。 親の命を背き、流人の子を生む。 孫の千鶴を請 平家の

8

なる。 明 には、 目次十一には、 年(一一六九)七月のことと考えられ、不整合を来している。 千鶴御前が殺されたのは、〈闘〉によれば、次に見るように、 注記の仁安三年(一一六八)を指していよう。 十四日】「同じき十一月」の「同じき」とは、 仁安三年(一一六八)のことと考えられるが、これでは千鶴は二歳と いた。その「同じき年」とは**、** すと考えられるが、年月日を記すのは、 「十四日」が「下旬」とも繋がらず、十四日とする記載も見られず不 【注解】〇頼朝の子息、千鶴御前失なはるる事 【校異・訓読】1「巳」は「已」とも見えるが、いずれも「己」の誤り。 千鶴が「三歳ト申ケル年ノ春」(〈延〉 当該記事は、 も、この後に、「三歳ばかりの少き者」とする点同様だが、 ここは、服部幸造が指摘するように、頼朝が三女に通い始めた この記載が間違ってここに記されたとも考えられるが、 一年遡らせて読めば、 頼朝が三女に通い始めた年を、 〇嘉応元年〈己 「同十一月下旬之比」と同様の注記があることからす 伊東祐親が大番役も終わり、 (巳) 丑〉七月十一日 問題は解消するが(一○八~一一○頁)、 目次に注記された年次に見るように、 「同じき年の弥生の比」として 闘 巻一―一三八ウ)とする。 の独自本文。〈延・盛〉 嘉応元年の干支は、 京から下向した日を指 しかし、 目次の九に付された 〔同じき十一月下旬 頼朝の子息 嘉応元 続く 次の

ば、 植込みの辺りで千鶴を見付けたとする点は、 と之を聞く」参照(一一―一三頁)。 ないかとする(二二五頁)。 の領家に平重盛を仰いだことにより、 氏の家人。 とが多かったのではないかとする(五一頁)。なお、伊東祐親は、 創始された段階では、 とする(一三三頁)。さらに川合康によれば、平氏によって大番役が 閑院内裏を居所とする王 村英一は、内裏大番役は、後白河院と平氏との政治的連携のもとで、 (一一六二)の頃であろうとする (二一~二二頁)。後者について、 武士を組織化する出発点としては、保元・平治の乱以後の、 武士が勤仕したとする。このように、 られる。 の時とのみあったのであろう。それを、 当該記事は、 大番役は、 編年構成を取ったものの、 野口実によれば、 〇伊東の次郎祐親、大番役も終てければ 〈延・盛〉に見るように、 鎌倉期以前には、平家を通じて平家により組織された むしろ在京武士が里内裏の警固に組織されるこ (高倉天皇) 前段の注解 平治の乱後、 先に見たような不整合を来したと考え 私的な主従関係にあったのでは を守護する軍役として成立した 平家が内裏大番役を通じて諸国 年月日は記さず、 ○前栽(裁)の方を見ければ 闘 「伊東次郎祐親に娘四人有 伊東氏はその所領久須美庄 〈延・盛〉 は 年月日を併せて記 五味文彦によれ 真名本『曽我 千鶴が三歳 応保

のの逃げたため、 婢が子共で太多召② 具②で…御守。童女、」(巻二―一八オ)。 童二人アリ。一人ヲバ葵、一人ヲバ宿禰ト云」(4─二三頁)。 ルヲ」(〈延〉巻一―一三八ウ)。 物語』·流布本『曽我物語』 るをも聞かずして… る設定と関わるか。 逃げたため、中に入り女房(妻女と解して良かろう) に尋ねたとする。 る点が新趣向。 我物語』は、妻は継母であったため、良い機会と思い言いつけたとす に問ひければ 〈延・盛〉 テ」(〈延〉巻四―一三八ゥ)。真名本『曽我物語』「若君哉被、懐ふ人き、 わざわざ「小さき」と記すのは、そうした事情を考慮すべきかもしれ は、必ずしも少女と解する必要はないように考えられる。 八二頁)ことからすれば、「童」とあるからと言って、これらの事例 女子の成人年齢が、男子同様十二、三歳と見られている(秋山喜代子 を記す。 櫛を入れて持ってきた「十四五ばかりなるめのわらは」(下―二六三頁) られた重衡の入浴の世話をした「よはひ廿ばかりなる女房」と、 召し使う女童であったとする。また、〈覚〉には、狩野介宗茂に預け を次のように紹介する。〈盛〉「中宮ノ御方ニ候ケル女房ノ召仕ケル女 が、千鶴を抱いていた女童に尋ねなかったのは、「小さき」とす なお、当該箇所、 女童についてだが、〈盛〉は、 女童が女房より下位身分の者であることは確かだが、当時の 真名本『曽我物語』は、 中に入って妻女に尋ねたとする。但し、 〇袷れこそ殿の秘蔵せらるる三の御方の、 〈闘•延〉と真名本『曽我物語』との詞章関係は、 延•盛》 流布本『曽我物語』では、乳母に尋ねたも も同様。 〇小さき女童の之を懐きて遊びけ 流布本『曽我物語』「乳母ニ抱カレ 高倉天皇の寵愛を得た葵と宿禰 〈延・盛〉「前栽ノ花ヲ折テ遊 「御守。童女」に尋ねたところ 当該箇所で、 流布本『曽 〇妻女 女房が 盤に

のとおり。一八頁)、当該箇所においても確認しうる。具体的に指摘すれば、次一八頁)、当該箇所においても確認しうる。具体的に指摘すれば、次福田晃により、三つ巴の関係にあることが指摘されているが(一六~

れなり流人右兵衛佐殿に相ひ具して設くる所の御子、千鶴御前とは是流人右兵衛佐殿に相ひ具して設くる所の御子、千鶴御前とは是関〉袷れこそ殿の秘蔵せらるる三の御方の、制するをも聞かずして、

《延》京上シ給タル隙二、イツキムスメノ、山事無キ殿シテ、儲給タルッシュと、100mmのでは、

聟は」(巻二一一八ウ)。 名本『曽我物語』には、次のやや類似した一文が見られる。 ある権力が与えられていた(服藤早苗一二〇頁)。 別人と結婚させ、 孫なりと雖も愛すべからず 流人の頼朝であることを白状するが、 致度がより高い。さらに、〈闘〉では、祐親の初めの詰問で、妻女は、 られるが、波線部に見るように、〈延〉と真名本『曽我物語 傍線部に見るように、 示す。父が持つ家父長権には、このように生かすも殺すも意のままで い、「兵衛佐」と答えたとする。 祐親がさらに詰問したところ、妻女は隠しおおすこともできないと思 一三九オ)、真名本『曽我物語』 人、修行者ナドヲ男ニシタラムハ、中 孫の千鶴を柴漬にして殺すという祐親の強い意志を 〈闘〉と真名本『曽我物語』との一致箇所も見 ○親の命を背き、流人の子を生む。 闘〉 一一世間 の独自異文。この後、 〇娘なりと雖も親しむべからず、 〈延〉 真名本 『曽我物語』 『幾良『迷行』乞食修行者を『取と』 **~**イカヾハスベキ」 なお、 〈延・盛〉 真 娘を離縁 (延)「商 平家の は

寄せ した を殺せとの一文、 有言如科 時也入道如何如可(世)答申,」(卷二—一八ウ)。 平家ノ御咎メアラム時ハ、イカヾハスベキ」(巻四―一三九オ)、真名 の方に、より一致度は高い。 他に「猿沢池縁゛」(巻五―二四ゥ)、「葛河゛縁゛」(巻八上―一四ゥ)。 〈名 くにぞ、母御は何くにぞ」と言へば 縁に下り居ゑ奉りければ、少き人四方を見廻したまひて、「父御は何 ・一キロ。地元では松川の名で親しまれている。古くは松原川とも称 して大きく北から東に湾曲、 ・五メートル)の北西に広がる山山の稜線の北斜面に源を発し、 (巻二―一八ウ)。松河は、現在伊東大川。「二級河川。大室山 『曽我物語』「尋言松河。奥き、付言沈〔②石[沈[②"岩倉。 瀧 山 蜘 *淵]に 〈延・盛〉により近似する。 真名本『曽我物語』「下」知②ショョョキ若党二人ッチョ雑色二人ド」(巻二―一八ゥ)。 **ぎ披露無き前に彼の者を失ふべし** 平家に知られる前に**、** 本『曽我物語』「当時无シ世ニ源氏。流人・取ニ智ニ生ヒッ゙子・ 我物語』にも類似した一文が見られるが、〈延・盛〉 真名本 『曽我物語 聞こえ有らば、 「伊豆ノ松河ノ奥シラ滝」(〈延〉巻四―一三九オ)とほぼ同、 (増訂豆州志稿)」(〈平凡社地名・静岡県〉二三五頁)。 〈延・盛〉「雑色三人、郎等二人ニ仰付テ」(〈延〉巻四―一三九ォ)、 祐親定めて其の罪科を蒙るべし 〈闘〉の独自異文。 ○伊豆国松河の白瀧に将て行き 市街地を貫流して伊東湾に注ぐ。 〈延〉「源氏ノ流人聟ニ取タリト聞エテ、 「縁」を「ハタ」と読む訓例は、 ○郎従二人・雑色三人を召し (延・盛) 自平家方 急いで千鶴 真名本『曽 延•盛 〇急ぎ急 (五七九 真名本 ○河の 延長八 西流

ちが全員斬首されたのもこうした違いによるのであろう(佐伯真一、 いが、子供の殺害方法にも影響を与えているらしい。 地などに捨てられたという(一七九頁。松本昭彦二頁)。七歳となっ あるいは、 と同等の働きをするための学習が開始されるという(松本昭彦五頁)。 巻四―一三九ウ)、真名本『曽我物語』「伏混」(巻二―一九オ)。 を信じた千鶴御前が、それならば早く行こうと言ったとする。 此。有樣於父"母"乳母"行深心何路八」(巻二一一九才)。 真名本『曽我物語』には近似本文あり。「成けば今和。時に、 ナシキヲバ首ヲ切、指殺ス。無下ニ少キヲバ圧殺、水ニ沈メ、穴ヲ堀 て初めて一人の「人間」として扱われるのである。こうした認識の違 ように葬式もせず、火葬に付すこともなく、布や袋に包んで川原や墓 在を聞いたのに対して、郎従等が、あの滝の下にいると言うと、 テ埋ミナムドゾシケル」(巻一二―| に展開を遂げた形であろう。 義抄〉「縁 一七六~一七七頁)。 「去来、然らば疾く行かむ」と言ふ時 『保元物語』では、為義の幼子、七歳の天王を初めとする三人の兄た 巻一下に「罧禦」(三六ウ)の用例あり。 七歳になると、この世界の「人」に正式に仲間入りをして、 服藤早苗によれば、七歳以下の子供が亡くなると、 ハタ」(法中一三四)。 ○「袷れ、袷の瀧の下に」と此れを申す。 〈延・盛〉に近似本文は見られない 一四ウ)。三歳の千鶴が罧禦とされ 闘 〈延•盛〉「フシヅケ」(〈延) の独自本文。父や母の所 延 闘 幼*心*悟* 「少モヲト よりさら 〇槑

は

蘌

3

【引用研究文献】

◆川 合康

「中世武士の移動の諸相-

*秋山喜代子「養君にみる子どもの養育と後見」(史学雑誌一○二─1、一九九三•1)

|院政期武士社会のネットワークをめぐって―」 (『歴史のなかの移動とネット

ワーク』桜井書店二〇〇七・

- *木村英一「王権・内裏と大番」(『院政期の内裏・大内裏と院御所』文理閣二〇〇六・
- 五味文彦「院支配権の一考察」(日本史研究一五八、一九七五・10。『院政期社会の研究』山川出版社一九八四・11: 再録。 引用は後者による)
- *佐伯真一「副将の年齢とその母」(『延慶本平家物語考証一』新典社一九九二・5)
- *野口実『鎌倉の豪族I』(かまくら春秋社一九八三•1)
- 服部幸造「『源平闘諍録』の頼朝伊豆流離説話」(福井大学国語国文学二七、一九八八・4。『語り物文学叢説 店二〇〇一・5。引用は後者による -聞く語り・読む語り--』
- 福田晃「平家物語と曽我物語―頼朝伊豆流離説話における伝承関係―」(伝承文学研究八、一九六六・11
- *服藤早苗『平安朝の母と子 貴族と庶民の家族生活史』(中央公論社一九九一・1)
- 松本昭彦「中古・中世文学に見る「七歳」の意味 ―小学校満六歳入学制の淵源として―」(三重大学教育学部研究紀要五九、二○○八・3)

【原文】

給~々~乍云 (;) 随仰 (;) 止 等二-人取_組ハサ手゙(),行_向゚祐_親男。「可死、(),候申゙ゲ、右兵衛佐言ゲハ、己ヒ等゚ホニシ難有 (),為ッ゚・重-代勇-士身 (),之間各寔''思ダシメボッ雖然 (),頼 引"去頼_朝之縁婦";; 「当`〔(国)〕住-人江-葉`小次郎近_末"相_擬取;```聟'(之処此`女-房悲.|夫-婦之別;'思.)若_君余_波;'故'深^恨;"父-母;"雖 被思 () 定_綱盛_長申右兵衛佐殿"設"君雖」不在世"我_等生"弓_箭家"候惜名"() 者也我_等奉""付_添君"世"以無隱 |朽*^""重"代名"実"以口 冥界¦我_身非¦我_身¦我_心非我_心¦仏-神三─宝可^^然⇔召_取≝^至_命¦生**思*物*;)難^*堪⇔仰天*;)覆地⇔雖泣悲;無^;甲 爱祐_親娘被」失」少L人ア悶ヘ焦ー悲穴_心_憂ォ吞」子ッヘ何ッ゚人ト請_取此ア。) 何ナ゙所ヘ将行此 () 見何_様目ア) 何様「サ失ッシ此 () 哀哉母; _末"敢"以"無"靡""秘"逃_出彼所"忍_籠緣-者"許"江_葉小-次-郎不及力 (;) 止"""右-兵-衛佐被失,愛-子"被,去-縁-婦"不一_方,難",生, |罪当|国|以|来欲]討|父_敵清_盛 |*志^日-夜朝-暮"不晴_遣 (;) 然'[何^閣*大事^敵]*小事"可_失命 (;) 乎己_等思我_々 "者此_事可思"止. --斐",剩。 留 |此||土"(1)| 子、趣(1) 祐 被 親無情 朝自 制

雖も甲斐こそ無けれ

我が心に非ず。仏神三宝、然るべくは、吾が命を召し取りたまへ。生きて物を思はんも堪え難し(ん)」と、天▽三ォ。の「はなる目を見せ、何様にか此れを失ふらん。哀れなるかな、母は此の土に留まり、子は冥界に趣きけり。 爰に祐親が娘、少き人を失はれ、悶へ焦れ悲しみて、「穴 心 憂や。吾が子をば何なる人の此れを請け取りて、何なる所へ此れを将て行きけ 然るべくは、吾が命を召し取りたまへ。生きて物を思はんも堪え難し(ん)」と、天に仰ぎ地に覆して、泣き悲しむと 我が身は我が身に非ず、

び籠りぬ。 み、若君の余波を思ひしが故に、 剩へ、祐親、 江葉小次郎、力及ばず止み**にけり** 情け無く頼朝の縁婦を引き去り、「当 深く父母を恨み、 近末に迎へらると雖も、敢へて以て靡くこと無し。秘かに彼の所を逃げ出でて、縁者の許に忍 E の住人江葉、小次郎近末を聟に取らんと相ひ擬する処に、 此の女房、 夫婦の別れを悲し

欲ふ志》、日夜朝暮に晴れ遣らず。然るに、何ぞ大事の敵を閣いて、小事に命を失ふべけんや。己等が我も我もと思はば、**。 ▽二つ と制せらるる間、「袷れ、袷れ」と云ひながら、仰せに随ひて止みにけり。 を朽たさんこと、実に以て口惜しく候ふ。我等二人手を取り組んで、祐親男に行き向かつて死ぬべく候ふ」と申しければ、右兵衛佐言ひけるは、 一己等が志、有り難し。重代の勇士の身たる間、各寔に然こそ思ふらん。然りと雖も頼朝、 設ひ君世に在さずと雖も、 右兵衛佐、愛子を失はれ縁婦を去られ、一方ならず難みければ、生きて死せるがごとく思はれけり。 我等、弓箭の家に生まれて候へば、名を惜しむ者なり。我等、君に付き添ひ奉ること、世に以て隠れ無し。 当国に流罪せられしより以来、 定綱・盛長、 右兵衛佐殿に申しけるは、 此の事思ひ止むべし 父の敵清盛を討たんと

【校異・訓読】 1 「国」は補入。「当」に付された仮名「ノ」は、本来は 「国」に付されたものであろう。

ば 頁)、流布本『曽我物語』「江間小四郎」(一〇六頁)。江間 指示がある。 はむしろ本題であったかも知れないが、『平家物語』の大筋から言え 幸造は、 き悲しむと雖も甲斐こそ無けれ」まで、 住人江葉小次郎近末 纏綿と述べてゆくのは、 に、千鶴御前を失った三女の悲嘆を詳細に描くのは 【注解】〇爰に祐親が娘、少き人を失はれ、悶へ焦れ悲しみて… 「夫婦関係のある女」の意として、『山海経』を引く。 江間小次郎」(3—九一頁)、真名本『曽我物語』「江馬。次郎」(三八 『平家物語』に取り込まれる以前にあっては、愛別離苦譚への傾斜 〈延〉のほうが正統的なのであって、 〇縁婦 頼朝伊豆流離譚が、独立した説話として見るならば、この話 しかし、音符の誤りか。『大漢和辞典』によれば、縁婦は、 **〈鬪〉には、この後にも記されるが、そこには訓符の** 〈延〉「エマノ小次郎」(巻四―一三九ウ)、〈盛 〈逸脱〉と言うべきであろうとする (一一) 〈闘〉の独自異文。このよう 〈闘〉のように、 〈闘〉のみ。 〇当 母の嘆きを 馬 国 服部 泣 മ

郎 御方とりたてまつりし江間小四郎もうたれけり。跡を北條四郎時政に 則(き是な。」(巻三一六〇頁)、流布本『曽我物語』「さて、佐殿、 久五年八月十六日条等)であった。 あり、『吾妻鏡』に見るように、北条四郎義時の通称は、「江間四郎」 次郎と名乗ったとし、流布本では、 討たれた江馬次郎には子供がいたが、義時が元服の子として、 たまはり、さてこそ、江間小四郎とも申けれ」(一二八頁)。 小四郎義時申預。被ゞ免、則。義時。為『元服。子』、後『云』江馬。小次郎 記すのが、真名本『曽我物語』・流布本『曽我物語』。 真名本『曽我物語』 江間小四郎と名乗ったとする。 『前田家本平氏系図』は、 「奉ケ゚ヒ取」佐殿。伊藤。北方」被ヒサッサ討」江馬次郎「、子息。少*者゙サヒ 「伊東入道女」とするが(『吾妻鏡人名総覧』四二九頁)、 〈養和元年四月七日条等〉、その子泰時の通称は、「江間(馬)太郎」(建 次郎、 小四郎、近末いずれも不明。 江間と北条氏とを結び付ける話を 江間の地を時政が拝領し、 江間は、

北条に

近接した地で 真名本では 『曽我物語 義時の母を

酷似する。 北。方で、取合がより当国。住人江馬。次郎に「(三八頁)、流布本『曽我物語』「あ の三女に夫を選ばせたところ、 巻五の六段に見る記事、つまり伊東の三女を「兵衛佐の本妻」とし、 な思いを描こうとするのであろう。 の御山の宿坊に逃げたため、兼隆は手足も出せず諦めたとする記事と 決まった北条政子が、兼隆に靡くことなく、かの家を飛び出し、 あわせけり」(一〇五~一〇六頁)というように、結婚させたとする。 まつさへ、北の御方をもとりかへし、おなじき国の住人江間小四郎に ヲバ呼取テ、当国ノ住人エマノ小次郎ヲゾ聟ニ取ケル」(〈延〉 手出しが出来なかったとするのは、〈闘〉の独自異文。 〈延•盛〉 逃げ出でて、縁者の許に忍び籠りぬ。江葉小次郎、 に見る異伝が取り込まれたものと考えられよう。 「互ひの余波は忘れも遣らず」、 一三九ウ)、真名本『曽我物語』「佐殿。被言。思_食最愛言奉言奪_返 ② 江葉小次郎のもとを逃げだし、縁者のもとに忍んだため、江葉は、 のこの記事は、この後に記される、和泉判官兼隆に嫁すことが 〈闘〉は、 伊東三女の北条政子にも劣らない頼朝への一途 常胤の次男相馬の次郎師常を選んだと 頼朝は、 以上からも、〈闘〉のこの記事は、 列座する大名の中から、 力及ばず止みにけ ○秘かに彼の所を 巻四 は「女 伊東 伊豆

清盛で、 思いは、 流罪せられしより以来、父の敵清盛を討たんと欲ふ志、日夜朝暮に晴 ので、名を惜しむ者ですの意。定綱と盛長が、協力して、祐親に復讐 めいていらっしゃらないとしても、我等は武士の家に生まれています 生まれて候へば、名を惜しむ者なり… は しみ」とも「難へ」とも読めよう。妻子を失った頼朝の苦悩を描くの する記事と呼応しよう。 ようなことがあってはならないとするのである。 れ遣らず しようとするのは、 ク歎ク心モ深シテ、助親法師ヲ討ムト思フ心、千度百度有ケレドモ」 (巻四―一三九ウ)。 難 方ならず難みければ、生きて死せるがごとく思はれけり 他に〈延・盛〉。〈延〉「兵衛佐此事共ヲ聞ツヽ、イカレル心モ武 クルシフ、ナヤム、ウレフ」(僧中一三六)。「難み」の他、「難 大事の敵清盛を討つ前に、今回の小事に関わって命を亡くす 一日中晴れることはないとする。この後の「大事の敵」こそ 伊豆に流罪されてよりこのかた、父の敵清盛を討とうとの 〈闘〉の独自本文。 〇設ひ君世に在さずと雖も、我等、 〇右兵衛佐、愛子を失はれ縁婦を去られ、 譬え頼朝様が、今は世にとき ○然りと雖も頼朝、 弓箭の家に

【引用研究文献】

服部幸造「『源平闘諍録』の頼朝伊豆流離説話_ 店二〇〇一•5再録。 引用は後者による (福井大学国語国文学二七、一九八八・4。『語り物文学叢説 -聞く語り・読む語り--』

(原文)

此 彼。女一房,思 _女-房_{*} 屯 頼 譬 _朝之館』 物 () 異 渡 玉 近_末之許(争"更写彼"乎 漢 帝 `御_時申\ミ\王-昭-君「后`被 (ム) 渡 (ォ) 狄_手¦向 迹 頼 _朝゚之歎ッ譬゚ 物心如声 北 路 旅"翠-黛紅-顔錦 |玄-宗皇-帝 失影楊 繍 貴 粧。治。尋 一起思(,)其、雖然使 沙塞 『出』家 **方-士**求;[蓬 -郷"如`被歎

【校異・訓読】1訓符によれば、「きたみち」と読むことになるが、音符の誤りか。

2 「方」の左上に「一」様のものあり。

莱 宮 玉 妃以 三ヶ細ラ -合金-釼² |"与^"方-士"() 授'形_見|'以" *在`天」願作(;) 比翼´鳥´(;) 在地(;) 又為;j連ー理枝 ()契`情 _詞『為験,|云_遺^ペッ方-士返゙奏之 (;) 皇

釈文

む」と云ひて遣はす。『方士返って之を奏す。 亦頼朝が歎きを物に譬ふるに、唐の玄宗皇帝の楊貴妃を失ひたまひし思ひのごとし。 ひ、泣く沙塞を尋ねて、家郷を出づ」と歎かれけるがごとし。此の女房も、頼朝の館を出でたまひて、近末の許へ渡りぬ。争か彼に更はらんや。 彼の女房の思ひを物に譬ふれば、異国に漢帝の御時、 を以て方士に与へて形見に授け、「以て天に在らば願はくは比翼の鳥と作り、 皇帝即ち慰みたまふ 王昭君と申しける后は、狄の手に渡され、 地に在らば又連理の枝と為らむと、情けの詞を契りし験と為さ 其れは然ども方士をして蓬莱宮に求めしめ、玉妃、 「北路の旅に向かひて、 「翠黛紅顔、 錦繍の粧

こでは ある。 君の悲嘆は、 らざりせばかゝらましやは の王昭君に譬える。 させ給ひて四五百人とゐなみて、 ろこしにはみかどの人のむすめ召しつゝ御覧じて宮のうちにすゑなめ しさとをこふる涙は 話は、『今昔物語集』巻十の五、『唐鏡』第二十五話等に詳しいが、こ される。 流布本『曽我物語』に見られるが、この後に記すようにより詳細に記 末のもとに渡された悲嘆を指すのか分かりにくいが、対比される王昭 君と申しける后は、 【注解】〇彼の女房の思ひを物に譬ふれば、異国に漢帝の御時、 なお、 『俊頼髄脳』を引く。「みるたびに鏡のかげのつらきかなかゝ 漢王は前漢の元帝。 漢王との別れではなく、 同様の話は、 ただその悲嘆は、 狄の手に渡され 此歌懐円と赤染とが王昭君をよめる歌なり。 (延•盛) なげきこし道の露にもまさりけりなれに 王昭君が胡国へ遣わされることになった 徒らにあれど、こゝにはあまり多く にはないが、真名本 胡の地に渡されることの悲嘆で 頼朝との離別の悲嘆なのか、 伊東三女の悲嘆の深さを、 『曽我物語』• 異朝 王昭 近

定められぬ。 はかゝで、いとあやしげにかきもて参りたれば、 物をも心ざさずしてうちまかせてかゝせければ、 いとしもなきかたちをもよくかきなしてもて参りけるに、王昭君とい と思うておの~~こがねを取らせ、それならぬ物をも取らせければ、 にかきけるに、この人々ゑびすの国ならむ事をなげき思ひて我もく して、この人々のかた絵にかきうつして参れと仰せられければ、 ふべけれど、人々のおほさに思しめし頃(「煩」か)ひて、 ければ、さもと思し召してみづから御覧じて、その人をさだめさせ給 なからむを一人たぶべきなり。それにまさる志はあらじとさだめ申し さだめさせ給ひけるに、此宮のうちに徒らに多く侍る人の、 る者の外の国より都に参りたる事の有りけるに、如何すべきと人々に つもりにければ御覧ずる事もなくてぞ候ける。 ふ人のかたちのまことにすぐれてめでたかりけるをたのみて、 その程になりて召て御覧じけるに、 それにゑびすのやうな 本のかたちのやうに この人をたぶべきに 誠に玉のひかりてえ 絵師に

くことになったことに対してである。真名本『曽我物語』は次のとお たのまざらましとよめるなり。 事かぎりなし。 うが、「昔、 我物語』の場合は、王昭君の思いを伊東三女の思いに比えるのであろ さ」が記されるばかりである。 しむ伊東三女の思いは見られるものの、 ぬ新枕に移りたまひける心の内こそ悲しけれ」と、頼朝との離別を悲 名本『曽我物語』の場合、江馬次郎に嫁いだ伊東三女は「思ひも依ら 申這王昭君、胡国。狄 君の悲嘆は、 本歌学大系』一一二〇七頁)。『俊頼髄脳』を含めて、いずれも、 るなどよむも王昭君が思ふらむ心のうちおしはかりてよむなり」(『日 この心をよめる歌なり。かゝらざりせばとよめるはわろからましかば はにはにつもりて軒のしのぶ隙なくていとゞもの哀なる事限りなし。 る所を御覧じければ、春は柳かぜに靡き、鴬つれぐ~にて、 に賜ひにければ、馬に乗せて遥にゐていにけり。王昭君泣きかなしむ るべきときゝて参りにければ、 を思し召し煩ひなげかせ給ひて、日来ふる程にゑびすその人をぞ賜は もいはざりければ、 耶らむと哀なり…歎下が古京の漢宮で有様で今っ、思合はセランで哀なり(三八頁)。 漢王との離別の思いは記されず、「胡国へ趣きたまひし旅の悲し 不,思"客,移言。新枕心。内"悲小、遠②訪心唐国、漢王。御時 「取(ポ) ムニワ-当国。住人江馬。次郎ヒ、北。方セ馴 ――被「出」(ポ)御衾。下 漢の王昭君と申せし后を、 漢王との別離に対してではなく、故国を離れ胡の地に赴 みかど恋しさに思し召し煩ひてかの王昭君がゐたりけ みかど驚き思し召して、これをゑびすにたばむ事 被で渡」(サ)閉夜将が手に趣下) 〈闘〉の構成に近似している。 あらため定めらるゝ事もなくて、 ふるさとを恋ふる涙はみちの露にまさ 胡国の夷にとられ、 閑夜将に嫁いだ王昭君の場合 胡国 旅 の悲かを覚へて是 流布本『曽 秋はこの 胡国へこ 王昭 つひ 真

記されるためであろう。 節振りが記されるように、 ともだが、そうした趣向を 比喩は適切とはいえない」(上―一五八頁)とする。そうした疑問はも 続いて「秘かに彼の所を逃げ出でて、縁者の許に忍び籠りぬ」とあった。 とを、「近末の許へ渡りぬ」と記すのだろう。しかし、先の記事には、 敢へて以て靡くこと無し」とあった。 の思いを、王昭君の思いに比える。先に「近末に迎へらるると雖も、 の許へ渡りぬ。争か彼に更はらんや 赴く悲しみを言う。 (『和漢朗詠集古注釈集成』二上―二八四頁)。 古里を出て異境の地に 紅顔者、少クイツクシカリシ也。 塞出家郷」(旧大系二三〇頁)。『和漢朗詠注』「翠黛者、昭君。翠 とは異なる。 国の夷にとられ」引き裂かれた漢王と王昭君との悲嘆を描く点、 漢王かなしみて、かの褥を枕にして、なきふしたまひしかば、 めて、しきたまへ。 昭君が、なげきあまりに、「身づからがしきし褥に、わが姿をうつしと、 る伊東三女には、 尋沙塞『者、胡国ゲ。 胡国ヲハ、胡塞ケ云ナリ。 出家郷・者、我古里ッ云也」 なく、又現ともなく、きたりて、折々あひにけり」(一○六頁)とある。「胡 へたまひしに、 〈全注闘〉は、「父が婿として迎えた江間近末のもとを逃れて縁者を頼 〇翠黛紅顔、 名残の袖はきがたくして、 夷狄のもとに送られて嘆きの日々を送った王昭君の われ、夢にきたりて、あふべし」とちぎりける。 〇此の女房も、 その政子と対比させて、伊東三女の貞節が 〇亦頼朝が歎きを物に譬ふるに、 闘 錦繍の粧ひ、泣く沙塞を尋ねて、 顔也。 が取るのは、 靡くことはなかったが、 頼朝の館を出でたまひて、 近末のもとに渡された伊東三女 錦繍・者、 なげきかなしみけるに、 この後に北条政子の貞 其一着リシ衣装也。 唐の玄宗 夢とも

該話は、 帝 あまりに、 布本『曽我物語』 は も流布本もいずれも、 『悲*は、唐。玄宗皇帝。申ば揚貴妃は后。、為言安禄山が被じ失ば馬魂。提。辺にの はいずれも、頼朝と伊東三女との別離を比える。真名本『曽我物語 を失った玄宗皇帝に譬えるように、伊東三女を失った嘆きを言う。当 皇帝の楊貴妃を失ひたまひし思ひのごとし 楊貴妃と申せし后、安祿山軍のために、夷に下たまふ。 若君を失った頼朝の悲しみを記した後、「剰(ご北。方。不(※)飽*別 是ピは争が可(キ゚)倍(゚ン、佐゚゚ッ悲゚被(ゲ*思食/」(三八頁)と記す。 〈延・盛〉にはなし。 蜀の方士をつかはしたまふ」(一〇七頁)と記す。真名本 は、「されば、あかぬ北の御方の御名残は、玄宗皇 伊東三女の悲しみとして記す。 真名本『曽我物語』、流布本『曽我物語』 頼朝の嘆きとは、楊貴妃 〇玉妃、 御思ひの 流

妃は、 の夜に、玄宗皇帝が、 に一致。「在」天願作」比翼鳥」 と為らむと、情けの詞を契りし験と為さむ 将 証とや、簪をわきて、方士にたぶ」(一〇七頁)。白楽天『長恨歌』「唯 と間違える点注意される。流布本『平治物語』「いひおはりて、玉妃、 後王妃亦折『剱》(釵歟(朱)〕験。ジが献」之*」(三八頁)。釵を共に 金釵 ―一一五頁)。「情けの詞を契りし験と為さむ」とは、 ○以て天に在らば願はくは比翼の鳥と作り、地に在らば又連理の枝 旧物。表。深情 釼 方士に出会った験としたのである。 を以て方士に与へて形見に授け 鈿合金釵寄将去」(中国詩人選集下——一三頁)。 楊貴妃にこっそりと誓った言葉。それを、 在」地願為,連理枝」」(中国詩人選集下 白楽天『長恨歌』 真名本『曽我物語』 七月七日の七夕 0

(本稿は、二〇一六年度名古屋学院大学研究奨励金による成果の一つである)